



総務課

◆文化財を火災から守ろう 1月26日は文化財防火デー

昭和24年1月26日、世界的至宝で1300年の歴史を持つ日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂が焼損しました。

このことから、文化財を火災や震災等の災害から保護しようと、1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開しています。

文化財を災害から守るためには、文化財周辺の住民の方々のご協力が大切です。

私たちの村にも様々な文化財があります。文化財は私たち共通の財産です。火災による焼失から保護し、後世に残しましょう。



お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72-2311）まで

農業委員会

◆「東峰村農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」の提出について

1 農業委員選挙人名簿の登録は毎年必要です!!

農業委員のうち選挙委員は、選挙権のある農業者が、被選挙権のある農業者のうちから選挙によって選出します。

農業委員の任期は3年間と定められていますが、補欠選挙やリコールも制度上位置づけられていることから選挙人名簿の調製は毎年行われることになっています。該当する農家の方は「東峰村農業委員会委員選挙人名簿登載申請書（以下「申請書」という。）を、必ず御提出ください。

この申請書に基づいて、農業委員会委員選挙人名簿が作られます。こうして作られる名簿に載っていないと投票もリコールの請求もできなくなります。

2 資格要件は？

農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権については、次の3つの要件をすべて満たしている必要があります。要件を1つでも満たしていない人は、申請書に記載することができません。

- ①東峰村に住所を有する者であること。
- ②年齢が満20歳（平成2年4月1日以前に生まれた人）以上の者であること。
- ③10アール（台帳面積）以上の農地につき耕作の業務を営む者、若しくは、その同居の親族又は同居の親族の配偶者であって、1年を通じ概ね60日以上耕作に従事している者であること。

3 「東峰村農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」はどこにある？

申請書は、平成21年12月15日（火）に、各行政区の農事小組合長又は連絡員（農事小組合長が不在の地域のみ）を通して配布済みです。

もし、農業委員の資格要件に該当するにもかかわらず申請書がお手元にならない場合は、各行政区の農事小組合長又は連絡員（農事小組合長が不在の地域のみ）にお問い合わせください。

4 提出期日・提出先は？

申請書は、1月8日（金）までに各行政区の農事小組合長又は連絡員（農事小組合長が不在の地域のみ）へ御提出ください。

お問い合わせは

東峰村農業委員会事務局（電話：72-2311）まで

農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、活かすことが重要です。
こうした観点から農地法等が改正され、平成 21 年 12 月 15 日から施行されました。

新しい農地法等はこうなります!!

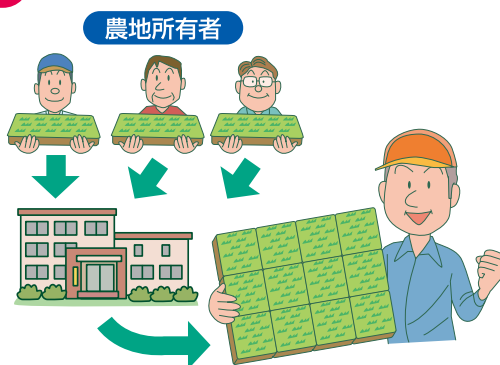
1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!
- 市町村等が農地所有者に代わって農地の借り手をさがす事業が創設されます!

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)



2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

- 違反転用等をした場合の罰金額が大幅に引き上げられます!

事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金 (法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、農業委員会へ届出を行うこととなります!
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が貸し借り等のあっせんをします!



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



**地元の農業委員会に
届出をお願いします**

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！

東峰村農業委員会事務局
電話 0946-72-2311

住民福祉課

◆平成 22 年度保育所入所の申請について

平成 22 年度保育所入所申請の受付を下記のとおり行います。
お子様の入所を希望される方は、下記により申請の手続きを行ってください。

●入所申請受付期間

平成 22 年 1 月 18 日 (月) ～2月5日 (金)

●入所保育所

小石原保育園・美星保育所

※入所についてのお問い合わせ並びに、入所申請書につきましては下記まで。



お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課 (電話: 74 - 2311)

宝珠山庁舎 総合窓口 (電話: 72 - 2311) まで

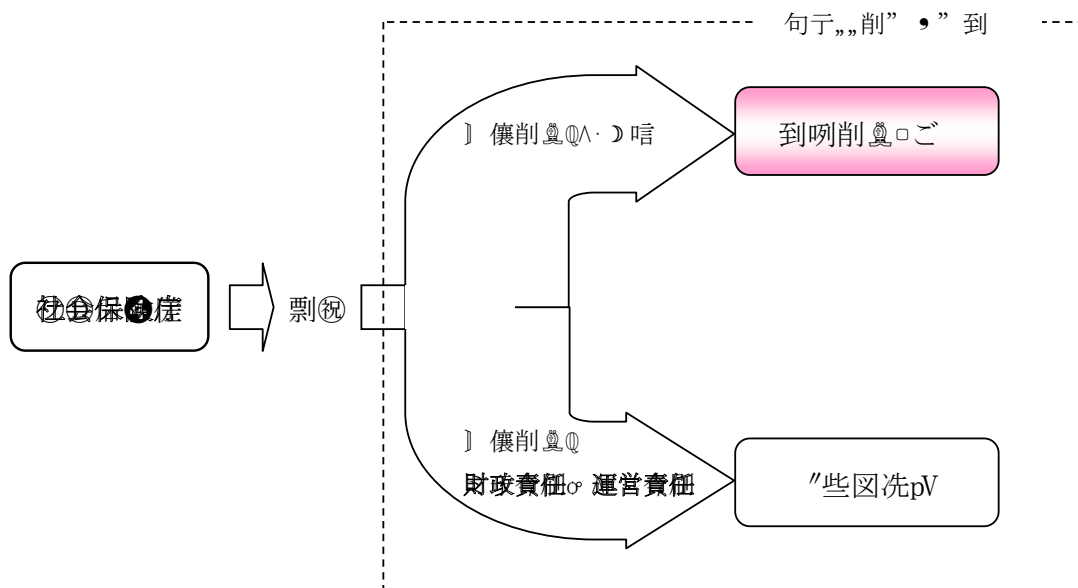
住民福祉課

◆「日本年金機構」が1月1日からスタート！

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。～

国民の皆様のご信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

- 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「年金事務所」は、現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用しますので、所在地に変更はありません。
- 日本年金機構の設立に伴い、これまで社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくこととなりますが、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。
- 日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行うこととなりますが、公的年金制度は、国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。



企画振興課

◆特定（産業別）最低賃金改定のお知らせ

福岡県特定（産業別）最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金名	1時間	効力発生日
福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金	806円	平成21年12月10日
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	771円	
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金	792円	
福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金（※1）	745円	
福岡県自動車（新車）小売業最低賃金	786円	
福岡県各種商品小売業最低賃金（※2）	710円	平成14年12月10日（※3）

※1 ※2 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれかが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業者が常時50人以上のものを百貨店、総合スーパー、従業員が常時50人未満のものを各種商品小売業といいます。

※3 各種商品小売業最低賃金は、平成15～21年の間金額が改定されていません。

これらの特定（産業別）最低賃金に該当しない産業は、平成21年10月16日から改定されています。**福岡県最低賃金（1時間680円）**が適用されます。

お問い合わせは

福岡労働局労働基準部賃金課（電話：092-411-4578）
または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

企画振興課

◆婚活！陶芸体験と素敵な出会い ～小石原焼の陶芸体験と素敵な出会い～

東峰村で陶芸体験と自然食バイキングの昼食が付いた婚活イベントを開催します。12月末現在50名を越える村外独身男女の方から申込みをいただいています。村内独身者の皆さんふるってご応募ください。村では独身男女の出会いのお手伝いをしています。



■日 時：1月24日（日）10:00 集合 16:00 終了

■集合場所：東峰村役場小石原庁舎

■内 容：小石原焼陶芸体験と素敵な出会い

■日 程：10:00 集合受付＝陶芸体験＝自然食バイキング
＝婚活交流会＝トークタイム＝16:00 終了

※陶芸体験は、小石原焼窯元が直接指導いたします。

※服装はジーンズ・スニーカー等動きやすく汚れても良い服装でけっこうです。

■参加資格：25歳～45歳までの独身男女

■参加費：3,000円（陶芸体験・昼食・保険料含む）

■募集人員：男女各10名（抽選）、村内者優遇

■お問合せ：東峰村役場企画振興課（担当：小野 電話：74-2311）

■お申込先：〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原941-9

FAX：0946-74-2722 E-mail：ono@vill.toho.fukuoka.jp

■キャンセル：1月15日以降は、キャンセル料が全額かかりますのでご注意ください。

■申込締切り：1月14日（木）15:00まで

結婚を真剣に考えるなら、出会いは待つより探す。独身男女の素敵な出会いを応援します。

総務課

◆東峰村外部評価委員会開催

12月14日(月)、東峰村役場宝珠山庁舎第2会議室において、東峰村外部評価委員会を開催しました。東峰村の行政評価システムは、担当者・担当課で行う一次評価、各課長級の会議で行う二次評価を経て、三次評価にあたる外部評価委員会というように順次執り行ってきました。この外部評価委員会は、現在マスコミでも話題の事業仕分けの手法を取り入れたものであります。



▲外部評価委員会の様子です

今年度は6月より事務事業の抽出を行い、抽出された事業157事業の中から57事業を抽出し、一次評価を行いました。その後事業の見直しであったり、継続について検討が必要とされるものに関する12事業の二次評価を行いました。

二次評価終了後、住民の方の意見を交えて考慮した方がよいのではないかとされる7事業について三次評価にあたる外部評価にかけさせていただきました。今回評価を行いました57事業は各事業ごとに改善案を提出し、来年度の予算編成や今後の行政活動に活かしていくところです。

現在、結果に関しましてはとりまとめをしているところで、後日この紙面やホームページ上でも公表していきます。

お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課(電話:72-2311)まで

企画振興課

◆2010年世界農林業センサスが実施されます



農林水産省では、平成22年2月1日現在で、「2010年世界農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。



お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課(電話:74-2311)まで

◆高倉村長 12月の動き

12 December

- 1(火) 岩屋湧水給水機稼動式典
- 2(水) 東峰村21会議
- 4(金) 東峰村人権教育研修会
- 12(土) 美星保育所生活発表会
- 13(日) 宝珠山女声合唱団創立20周年記念演奏会

※村長の行動記録からいくつか抜粋し紹介したものです。

高倉村長 12月の動き

- 16(水) 甘木・朝倉・三井環境施設組合協議会
- 17(木) 定例議会(18日まで)
- 21(月) 陶の里役員会
- 24(木) 広域圏定例議会
(株)宝珠山ふるさと村取締役会
- 25(金) 甘木・朝倉・三井環境施設組合定例会